



男女共同参画 いまいまこらむ

—男女がともに輝く社会の実現のために— Vol.2

～子どもの誕生・成長～

あなたはこれまで、疑問に思ったことはありませんか。

- ・サッカーや野球は男性、料理は女性のほうが向いている。
- ・理系の科目は男性、文系の科目は女性のほうが得意だ。
- ・保育士や看護師は女性の仕事であり、男性には向いていない。



これからは・・・
学校では、男女に関係なく子どもの個性や能力を伸ばすための取り組みを行っています。進学や就職のときにも、「なりたい自分」をイメージして希望する道を選択することが一人ひとりの能力や可能性を伸ばすことにつながります。「男だから」「女だから」という枠にとらわれず、興味のある分野・やってみたい仕事にチャレンジしましょう。

このコーナーでは、市で発行した啓発パンフレット「一人ひとりが幸せに暮らす社会のために」より一部抜粋し紹介しています。

問い合わせ先

企画財政課 政策推進グループ ☎40-5552

情報公開の推進で透明性の高い下野市へ！個人情報の保護を徹底します！

市情報公開条例及び市個人情報保護条例を改正します

厳しい行財政状況の中、情報公開と説明責任の徹底により行政への市民参画を推進し、効率的で透明性の高い行財政システムを構築することが重要な課題となっています。また、個人情報がコンピュータにより集中的に管理されるようになるなか、個人情報の漏洩が社会問題になっていますので、個人情報の有用性を考慮しつつ、厳重に管理することも重要な課題となっています。

そこで、情報公開制度及び個人情報保護制度をさらに推進するため、市情報公開条例及び市個人情報保護条例を改正します。平成21年4月1日より施行となります。

情報公開条例の主な改正点

- ・現行では、公開対象の文書を決裁等が完了した文書に限定していますが、職員が組織的に用いるもの（組織共用文書）に公開対象を広げます。
- ・公開請求受付後、直ちに全部公開できる場合は、その場で公開することとします。

個人情報保護条例の主な改正点

- ・現行の個人情報開示請求権・訂正請求権のほかに、利用停止請求権を追加します。利用停止請求権とは、市がこの条例に違反して個人情報を収集、利用、外部への提供をしたと本人が考える場合に、その個人情報の利用停止、消去、提供の停止を請求できる権利です。
- ・市内の事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならないとの規定を新設します。
- ・この条例に違反した場合の罰則規定を以下のとおり新設します。

対象者	違反内容	罰 則
市職員、指定管理者、受託者 (過去在籍者も含む)	不当に個人情報ファイル(コンピュータで管理しているデータベース等)を提供したとき	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
市職員、指定管理者、受託者 (過去在籍者も含む)	職務で知り得た個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
市職員	職権を濫用して、職務以外の目的で個人情報を収集したとき	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
開示請求者(市民等)	偽りその他不正の手段(なりすまし等)により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けたとき	5万円以下の過料開示請求者(市民等)

両罰規定

法人の従業員が違反行為をした場合は、従業員を罰するほかに、法人も罰することとなります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

企画財政課 ☎40-5552